

熊本県建築物安全安心推進協議会規約

(目 的)

第1条 建築基準法による建築規制の実効性確保に向けての施策等建築物の安全安心に関する施策・方策を総合的に推進し、もって建築物の安全性等を的確に確保するため、熊本県建築物安全安心推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事 業)

第2条 協議会は、次の事業について協議し、建築物の安全性等を的確に確保するための各種の施策を策定・実施するとともに、必要に応じてその見直しを行う。

- (1) 工事監理業務の適正化とその徹底に関すること。
- (2) 中間検査及び完了検査の的確な実施に関すること。
- (3) 建築物の性能の維持・向上に関すること
- (4) 違反建築物対策の総合的な推進等に関すること。
- (5) 消費者に対する積極的な情報提供・普及啓発に関すること。
- (6) 関係団体、関係行政機関等が行う施策の連絡調整に関すること。
- (7) その他、建築物の安全安心に関する施策・方策の推進に関すること。

(構 成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる関係団体及び関係行政部署（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名

3 会長及び副会長は、構成団体の代表者又は代表者から委任を受けた者の互選によってこれを定める。

4 入会又は退会がある場合については、構成団体総数の過半数の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会長は、必要に応じて、構成団体以外の者を出席させることができる。

(役員の仕事)

第5条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(議決事項及び議決方法)

第6条 協議会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他、本会の運営に関する重要な事項

2 協議会の議決は、構成団体総数の半数以上が出席する協議会において、出席した構成団体の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を設けることができる。

2 専門部会は、構成団体から担当を選出し、これを運営する。

3 専門部会は、必要に応じて、構成団体以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、熊本県土木部建築住宅局建築課に置き、協議会の運営に係る事務を処理する。

2 事務局長は熊本県土木部建築住宅局建築課長とする。

3 事務局に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

(補 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この規約は、平成11年9月2日から施行する。

2 この協議会の当初の役員の任期は、第5条の規定にかかわらず平成12年3月31日までとする。

3 この規約は、平成18年4月13日から施行する。

4 この規約は、平成20年3月11日から施行する。

5 この規約は、平成22年11月30日から施行し、平成22年7月30日から適用する。

6 この規約は、平成23年7月14日から施行する。

7 この規約は、平成24年9月4日から施行する。

8 この規約は、平成26年8月28日から施行する。

9 この規約は、平成27年5月25日から施行する。

10 この規約は、令和2年9月29日から施行する。

構成団体名	住所及び電話番号	備考
公益社団法人 熊本県建築士会	〒862-0954 熊本市中央区神水1-3-7 096-383-3200	
一般社団法人 熊本県建築士事務所協会	〒862-0976 熊本市中央区九品寺4-8-17 096-371-2433	
一般社団法人 熊本県建築協会	〒862-0976 熊本市中央区九品寺4-6-4 096-364-2122	
熊本県建築組合連合会	〒860-0072 熊本市西区花園7-19-10 096-288-4416	
一般財団法人 熊本県建築住宅センター	〒862-0950 熊本市中央区水前寺6-32-1 096-385-0771	
日本E R I株式会社 熊本支店	〒860-0844 熊本市中央区水道町3-22 096-211-2130	
株式会社 熊本建築確認検査機関	〒862-0950 熊本市中央区水前寺6-5-19 096-383-7227	
株式会社A C S熊本	〒862-0950 熊本市中央区水前寺6-37-3 096-213-7011	
一般財団法人 熊本建築審査センター	〒862-0950 熊本市中央区水前寺6-32-1 096-385-0881	
一般財団法人 熊本建築構造評価センター	〒862-0950 熊本市中央区水前寺6-32-1 096-385-0991	
熊本市都市建設局都市政策部 建築指導課	〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 096-328-2111	
熊本市都市建設局住宅部 住宅政策課	同上	
八代市建設部 建築指導課	〒866-0862 八代市松江城町1-25 0965-33-4111	
天草市建設部 建築課	〒863-8631 天草市東浜町8-1 0969-23-1111	
熊本県知事公室 危機管理防災課	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 096-383-1111	
熊本県総務部市町村・税務局 消防保安課	同上	
熊本県土木部建築住宅局 住宅課	同上	
熊本県土木部建築住宅局 建築課	同上	事務局